

薬 局 掲 示 情 報

【 浅野川はなの木薬局 】

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です

受付時間帯及び夜間・休日等加算の対象となる日

■ 受付時間

月～金曜日 **9：00～17：30**

土曜日 **9：00～13：00**

休局日 日曜・祝日、年末年始

■ 夜間・休日等加算の対象となる時間帯

平日 19 時以降、土曜日 13 時以降および日曜・祝日、年末年始の調剤は、時間外、休日、深夜、夜間・休日等加算の対象となりますので、患者様の自己負担金が増えます

■ 緊急時連絡体制

施設基準の係る届出をしているので、時間外・休日・夜間の緊急調剤、ご相談に応じます
・時間外・休日・夜間 076－201－8197（転送にて対応）

保険調剤に関する体制等の情報

■ 薬剤服用歴への記録について

患者さまの服用薬剤の種類や服用経過、アレルギーや副作用等の記録をし、複数の病院・医院から処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。お薬を安全に正しく服用していただくために、患者さまごとに薬剤服用歴の記録を作成しています（**調剤管理料**）。処方薬品の効果、注意点、名称、用法、用量などの説明、患者さまの求めに応じたお薬手帳や長期投与等の情報を提供し、情報の提供料を算定しています。（**服薬管理指導料**）

■ 調剤基本料

当薬局では、厚生労働省の定める基準により、**調剤基本料 1**（47点）を算定しています

■ 後発医薬品（ジェネリック）調剤体制

後発（ジェネリック）医薬品への代替調剤に積極的に対応していますので、ご希望の方はお気軽にお申し出ください。ただし、お薬の種類によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■ バイオ後続医薬品調剤体制

当薬局は、バイオ後続医薬品（バイオシミラー）の調剤を積極的に対応しております。

■ 地域支援・医薬品供給対応体制加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**地域支援・医薬品供給対応体制加算 3**（67点）を算定しています

■ 連携強化加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**連携強化加算**（5点）を算定しています

■ 電子的調剤情報連携体制整備加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準を充たしていますので、**電子的調剤情報連携体制整備加算**を算定しています

- ・ オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードを保険証として利用できます。
また、電子カルテ情報共有サービス等を活用した服薬指導が可能です。
- ・ 電子処方箋の受付体制を整備しています。
- ・ オンライン服薬指導を行う体制が整っています。

■ かかりつけ薬剤師をご活用ください

かかりつけ薬剤師とは、患者さまが使用している処方薬や市販薬などの情報を一元的・継続的に管理し、薬の重複や飲み合わせ、副作用の有無などを確認する薬剤師です。休日や夜間の相談対応、在宅訪問による服薬支援を行うほか、医師や医療機関と連携しながら、患者さま一人ひとりの安全で適切な薬物療法と健康管理を支えます。

■ 選定療養について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は生じません

■ 災害、新興感染症等への対応

当薬局では災害や新興感染症等の発生時、他薬局等との連携に係る体制として、次に掲げる体制整備に努めております

- ① 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制
- ② 行政機関、地域の医療機関、薬局または関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症発生時等の対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加する体制
- ③ 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請が

あった場合には、地域の関係機関と連携し必要な対応を行う体制

※通常より新型コロナ抗原定性検査キットの販売、个人防护用具の備蓄を行っております

在宅訪問薬剤管理指導

当薬局では、厚生労働省の定める基準により、**在宅薬学総合体制加算 1** を算定しています

■ 在宅患者訪問薬剤管理指導料

居宅において療養を行っておられる患者さまのうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。

ご希望される場合は薬局までお申し出下さい。（担当医師の了解と指示書が必要です）

■ 無菌製剤処理加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準により、**無菌製剤処理加算**を算定しています

■ 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

当薬局では、厚生労働省の定める基準により、医療用麻薬持続注射療法を行っている患者さまへの管理や指導に対し、**在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算**を算定しています

■ 在宅中心静脈栄養加算

当薬局では、在宅にて中心静脈栄養を行っている患者さまへ管理や指導に対し、**在宅中心静脈栄養加算**を算定しています

その他特掲診療料の届出に係る情報

当薬局では、各特掲診療料項目の厚生労働省の定める基準を充たしており、実績と要件に応じて算定しております。

■ 特定薬剤管理指導加算 2

■ バイオ後続品調剤体制加算

■ 調剤ベースアップ評価料

明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療日の自己負担の方について、明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、御理解いただき明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外サービス等の費用請求について

当薬局では、お薬の飲み間違い・飲み忘れ防止のため、保険適用外となるサービス（自費）による一包化調剤を行っております。費用は日数により異なります。

ご希望の方は受付までお申し出ください。

1～7 日分	340 円
8～14 日分	680 円
15～21 日分	1,020 円
22～28 日分	1,360 円
29～35 日分	1,700 円
36～42 日分	2,040 円
43 日以上	2,400 円

健康相談について

当薬局では健康相談を積極的行っています。ご希望の方は、いつでも気軽にご相談ください

個人情報保護方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ＜1＞ 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- ＜2＞ 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- ＜3＞ 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- ＜4＞ 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- ＜5＞ 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ＜6＞ 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- ＜7＞ 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します

- ＜1＞ 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ＜2＞ 個人情報の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ＜3＞ 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- ＜4＞ その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の利用目的

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。

また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたらお気軽にお問い合わせください。

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
(副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- ・病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・病院、診療所などからの照会への回答
- ・家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ・外部監査機関への情報提供